

令和5年4月1日から

職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大されます！

（労働安全衛生法施行令の一部改正）



労働安全衛生法第60条により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督するもの（以下、「職長」という。）に対し、安全衛生教育（以下、「職長教育」という。）を行わなければならないとされています。

令和5年4月1日から、労働安全衛生法施行令第19条で定める業種に、以下の2業種が追加され、職長教育の実施が必要となりますので、ご注意ください。

追 加 業 種
食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種となっており、本改正により、全ての食料品製造業が職長教育の対象となります。



【職長教育の内容】（労働安全衛生規則第40条）

講習科目	講習時間
・ 作業手順の定め方 ・ 労働者の適正な配置の方法	2 時間以上
・ 指導及び教育の方法 ・ 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間以上
・ 危険性又は有害性等の調査の方法 ・ 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 ・ 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間以上
・ 異常時における措置 ・ 災害発生時における措置	1.5時間以上
・ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2 時間以上

